

# 協議会 だより

Vol.34  
2020.07.20  
サイト



みなさんこんにちは！

この度の豪雨で被害にあった方々には、心よりお見舞い申し上げます。ここ数年は、日本のどこかで、この時期に豪雨による被害が発生しています。豪雨により施設に破損が生じた時は、多面的機能支払交付金の異常気象時の対応にて、災害復旧の作業ができる場合がありますので、下記の事項を参考に市町村を通じてご相談ください。

◎令和2年7月豪雨による被災地域における多面的機能支払交付金の取扱いについて  
令和2年7月豪雨により、九州等を中心とした各地域の農林水産業に被害がもたらされたところであります。多面的機能支払交付金では、農地維持活動の取組のうち、異常気象後の応急措置として「農用地、水路(附帯施設含む)農道及びため池(以下「農用地等」という。)に障害が生じるような状況である場合、必要な応急措置を行うこと」を定めており、農用地等の法面の補修や堆積した土砂・流木等の撤去について、活動組織及び広域活動組織(以下「活動組織等」という。)の共同活動の対象としています。

## 多面的機能支払交付金で可能な災害復旧

### 多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援

#### 【支援対象】

○対象組織が活動計画書に位置付けている「**保安全管理する区域内の農用地、水路、農道、ため池**」。

#### 【支援内容】

- 農地維持活動による「**堆積した土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能**」。
  - 甚大な自然災害の場合には、被災した施設の「小規模な被災箇所の補修や復旧等に、交付金を重点的に活用することが可能**」。この場合、計画していた今後の活動ができず活動要件を満たすことが困難となっても、地方農政局長等から**特例措置の承認を受けることで、交付金の返還を免除**。
  - また、災害対応に十分な資金が無い場合は「**別の対象組織から交付金の融通を受けることが可能**」。
- ※ただし、災害復旧にかかる**予算の追加配分はない**(面積当たり交付単価による定額補助の範囲内)。

#### 農地維持活動による応急措置イメージ



大雨により水路に堆積した土砂を地域共同で撤去(外注も可能)

#### 小規模な被災箇所の補修・復旧等イメージ



地震により破損した水路を地域共同で補修(外注も可能)

詳しくは市町村を通じて  
ご相談下さい。

